

平成22年第8回臨時会

津別町議会会議録

平成22年第8回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成22年 9月30日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成22年10月 4日 午前10時00分

閉会日時 平成22年10月 4日 午前10時35分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	×
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	阿部博道	○
総務課長	林伸行	○	監査委員事務局長	長良英俊	○
総務課主幹	川口昌志	○			
企画財政課長	斉藤善己	○			
企画財政課参事	石橋吉伸	○			
建設課長	上野安男	○			
建設課主幹	江草智行	○			
総務課庶務担当主査	伊藤泰広	○			
企画財政課財政主査	横山智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	長良英俊	○	事務局主任	中橋育美	○
事務局主査	石川篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 村田 政義 5番 鳥本 英樹
2			会期の決定	10月 4日 1日間
3			諸般の報告	
4			提案理由の説明	
5	議案	74	契約の締結の議決事項の変更について(旭町町有住宅建設事業主体工事)	
6	報告	11	例月出納検査の報告について(平成22年度8月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

篠原副議長が、公用のため欠席であります。

ただいまの出席議員は 9 名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成 22 年第 8 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

4 番 村 田 政 義 君 5 番 鳥 本 英 樹 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第8回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、本日付議いたしております議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

議案第74号「契約の締結の議決事項の変更について」は、旭町町有住宅建設事業主体工事の請負契約として、9月3日に行われた第6回臨時議会での議決を得て、契約者、網走郡津別町字達美148番地、芙蓉建設株式会社津別支店支店長、佐藤和之と契約を了し、工事を開始したところですが、建設予定地の地盤が当初想定したものより軟弱であることがわかり、地盤安定のための工事が別途必要となったことにより、契約金額を増額して対応しなければならなくなったことから、契約金額の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜

りますようお願い申し上げます、提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 74 号 契約の締結の議決事項の変更について（旭町町有住宅建設事業主体工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 74 号 契約の締結の議決事項の変更について内容の説明を申し上げます。

提案理由にありましたとおり、本件工事契約につきましては、旭町町有住宅建設事業主体工事といたしまして、予定価格 5,000 万以上の請負契約であることから、先の 9 月 3 日開催の第 6 回臨時議会において、契約の締結の議案を提出し、議決をいただいたところでありまして、契約の相手方は、網走郡津別町字達美 148 番地、芙蓉建設株式会社津別支店支店長、佐藤和之と請負契約を行ったところでありまして、契約締結後、施工業者において建設工事に着手しておりまして、これまで現場では木杭と枠を使って建物の位置や基礎の高さを示すための遣り方と呼ばれる段階まで施工されているところでありまして、9 月 18 日、基礎工事に先立ちまして、住宅建設を行う箇所、計 8 地点の地盤調査が実施されたところでありまして、先般、この地盤調査の結果につきまして、契約書第 17 条に基づき、工事監督員に対しまして、その内容の通知がされまして、その中で建設地の地盤の地耐力が低く、現状の設計基礎であれば建物が不均一に沈下する恐れがあるとの報告を受けたところでありまして、このため、試験の結果及び報告内容につきまして、確認、検討を行った結果、基礎を支えるための工法といたしまして、住宅の安全性の観点、さらには工期及び金額的にも有利であります既成コンクリート杭による敷設工事を追加施工することが必要と判断し、このたび、設計変更申請書に基づき所要の経費を積算いたしまして、設計の変更手続きを行ったところでありまして、このことを受けまして、先の議会で議決をいただきました契約の締結に

関し、議決事項であります請負金額に変更が生じることとなりましたことから、契約の締結の議決事項の変更につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称につきましては、旭町町有住宅建設事業主体工事。工事場所につきましては、津別町旭町です。3番目、この部分の変更となりますが、変更後の請負金額といたしまして5,457万9,000円で、うち消費税及び地方消費税額は259万9,000円であります。4番目といたしまして、今回の変更による増額としてですが、270万9,000円となりまして、うち消費税及び地方消費税額は、12万9,000円であります。5番目の契約の相手方につきましては、先ほど申し上げたとおり、網走郡津別町字達美148番地、芙蓉建設株式会社津別支店支店長、佐藤和之であります。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 私のほうから、もう少しちょっと説明をつけ加えさせていただきますと思います。

まず、問題になりました地耐力なのですけれども、地耐力につきましては、平成21年の10月1日以降に引き渡す新築住宅については、通常、住宅瑕疵担保法によりまして新築住宅の請負人又は売り主は、補償金の供託か保険加入が必要となると、義務づけがされております。今回は、この保険加入をするために事業者が地耐力調査を実施したということで、その中で地耐力不足が判明したということになります。地耐力調査につきましては、スウェーデン式サウンディング試験法により実施しております。この方法とは、太さ2センチぐらいのロットの先に円錐形をひねったような形のスクリーのようなものを付けまして、それに重さをかけまして垂直に立てます。そうすると地面の中に重さによって入って行くのですけれども、その入っていく長さといえますか、ロットでは25センチにどのくらいかかったのかと。それから、もし入らなければ回して入れていくのですが、その回転数がどのくらいかかったのかということで地耐力を調べるものなのですが、それで行っております。計測結果は、N値と言われるもので表現されます。それで、今回のデータの結果なのですけれども、まず8点をやったのは、先ほども申し上げました。その8点ですが、深さが50センチのところ

は、土質は砂質ということで、平均のN値は 2.8 というふうになっています。このN値という数字なのですが、まず、2以下では非常に柔らかい。それから、2から4では柔らかい。中ぐらいでは4から8。それから硬いでは8から15。15から30では非常に硬い。30以上になりますと、これは岩というか堅固といいますか、そういう状態のことを表しますが、でいきますと、先ほど言ったように50センチでは2.8ということで、柔らかいほうになっています。それから、1メートルでは、砂質が2地点で、平均N値で3.2です。泥炭層があります。これが6地点で、平均N値が2.8というふうになります。それから2.25メートルでは、泥炭層ばかりが8地点で、平均N値が2.6、1.5メートル地点では、泥炭層が7地点で、平均N値が2.7と言われます。それから2メートル地点では、泥炭層が3地点で、平均N値が1.9、石まじり砂質層が1地点で、N値は13.5、礫層が4地点で、平均N値が19.8というふうになります。それから、2メートル50の地点です、石まじり砂質層が3地点で、平均N値が5.3、残り5地点は、先ほど言いましたとおり2メートル、あるいは2メートル25の地点で、それで礫層にあたっていますので、この地点では調査をしておりません。硬いということになりますので調査をしておりません。このような状態になっております。この数字を、まちなか団地のほうとちょっと比べてみたのですが、まちなか団地は正規の標準貫入試験ということで、ボーリングを使ってやっていますで、ちょっと簡単には比較はできないのですけれども、同じN値に換算していますので、それで比較いたしますと、まちなか団地1.65メートルの地点で比較しますと、まちなかでは最小でN値が11、最大ではN値68というふうになります。平均では24ということになります。これらに近い旭町のほうでいきますと1.5メートル地点なのですが、先ほど申しましたように、N値が2.7ということですので、大体9倍ぐらいの差があると。逆に言えば旭町のほうが9分の1の地耐力しかないということが、ここでわかってまいりました。それで、木造平屋の場合、一番軽い建物かと思いますが、これでいきますとN値の下限といえますのは、大体3から6というふうに言われておりますが、2.5メートル、2.25メートルでは、この3も下回っているような状態になっております。それから、1メートルから2メートルのところには、ずっと泥炭層があるというふうになっています。この泥炭層は地震のときに液化現象を引き起こすということで、非常に地盤としてはよく

ないと。ですから、先ほど申しましたように、現設計でそのまま行いますと不均衡に地盤沈下を起こすということで、非常に建物的にも悪い、危険度もあるということで、そういう判断をいたしましたところですが、試験結果から、先ほど申しましたように杭工事をすることになりますが、この杭工事は、直径 25 センチの既成のコンクリート、長さ 2 メートルのものです。これを 1 棟当たり 44 本、基礎の下に打ち込むという方法で安定させたいというふうに考えています。それで、基礎のベースと杭との頭は、5 センチほど重ねるといいますか食い込ませて、ずれないようにしまして、そのためにベースの厚さが当初は 15 センチの設計から 20 センチの設計に変更するという内容になっております。コンクリートの長さを 2 メートルにいたしましたのは、先ほどの結果からいいますと 2 メーターから 3 メーター近くのところには、固い層、N 値が 20 ぐらいありますので、そこまで到達すれば安定するというので、その長さにしたところであります。

以上、ちょっと内容的に専門用語を使って申し訳ありませんでしたけれども、説明させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 今この対策についてご説明がございましたが、もともと地盤が悪いということは想定されていたかと思いますが、この杭工法で食い止めるということで、確かあそこは地下水位が高いかというふうに考えられますが、そのことについて調査をして対策を考えているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 地下水位の高いというのは、まさしくそのとおりなのですが、建設工事の中では、暗渠を入れて抜くという設計になっておりますので、地下水については、それで対応できるかというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 2 点ほど伺いたいと思います。

地耐力の調査の関係なのですが、もともと本当にあの地盤は、山内議員も言ったように地盤が軟弱だというのは、何となく我々も、もともとわかっているような感

じなのですけれども、結局、発注の前提で、まちなか団地のほうは一定の対応をしたというふうなことだったと思うのですけれども、町有住宅のほうは規模が小さいからしなかったのかどうか、その辺の地耐力調査の基本的な考え方について、ちょっと伺っておきたいというふうに思います。通常は、きちっとした中で精査をして発注というふうなことになると思うのですけれども、その辺を含めてお願いします。

それと、もう一つは、人のやることですから手違いというのは非常に多いと思うのですけれども、ここ何か月かの議会の中で、小ミス、中ミス、大ミス含めて毎回このようなことがあるかなというふうな感じで、ちょっと危惧しているのですけれども、これはむしろ総務なり正副町長のほうに伺いたいのですけれども、毎度再発はしないようにというふうな話はあると思うのですけれども、どのような、結局こういうミスを防ぐ手立てをしているのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま谷川議員のほうから、まちなか団地のほうは一定の対応をしたけども、この町有住宅については、そういう地耐力調査をやっていないということで、それに対するご質問かというふうに思いますけども、基本的な考え方といいますか、公営住宅のほうは旭町一帯 66 戸の整備ということで、第 1 工区の 18 戸を今一部着工を始めましたけども、ここについては、計画の中で当然地耐力の調査も求められておりますので、それについては計画的に実施した経過がございます。この町有住宅については、21 年度のきめ細かな臨時交付金ということで、急遽経済対策としてついたものでございまして、私どもも最初から、その分の地耐力については予定をしていなかったのが事実であります。当然、今となって言えば、そういう軟弱地盤ということで、想定をして調査をしておけばというふうには思ってはございますけれども、そういう時間的な中で、そこまで想定した考え方は持っておりませんでした。ここの分については、繰越明許ということで 22 年度、今実施しているわけでございますけれども、その中で発見されたといいますか、幸いにして先ほど主幹のほうで申し上げました保険を瑕疵担保について、実は構造計算の偽装問題から 21 年 10 月からは、建設業者が引き渡す場合については、そういう保険が義務づけられておりますので、その中で今回業者さんがやるような格好になりましたけども、その法律がなければ通

らなかった、その部分の調査というのは実施されなかったのが事実だというふうに思います。ただ、それがやらないことによって、今10年ある瑕疵担保がないということではありません。あくまでも10年間については、瑕疵担保による責任を求めることができるわけですが、たまたま構造計算の偽装問題は、そういう担保される期間があるにもかかわらず、業者側の資力といいますか担保を補償する財力がないということで新たにできた法律でございますので、その中の一つとして、保険会社が引き受けるためには、そういう構造上の調査を行っていないければ補償されないということで、そういうタイミングで今回業者さんのほうで保険の適用を受けるための一つの調査として行ったわけですが、私どもとしては、そういう法律の部分で調査をできたというのは、非常にある分ではラッキーだったかなと。このまま実施していれば本当に危険なといいますか、建物の品質が保証されないような形で施工されたのかなというふうに、若干私どもも非常に反省しているのも事実でございますので、今後このようなことのないように十分注意をして工事の施工等、計画の段階から十分留意していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 私のほうから、2点目にありました事務処理ミスの関係について、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、日ごろの事務処理において、大小のミスがあるということで、大変心苦しく思っているところです。昨年に、議会にも多大な迷惑をかけるようなミスが再三あったということで、事務処理ミス防止対策方針というものを立てまして、それは過去5年前にさかのぼって起きた事務処理ミス、それらを全部各課から調査をいたしまして、その原因等を探って対策を立てて、その対策をまとめたものが先ほど申し上げた方針なのですけれども、その中で、特に私たちは法令、条例等に基づいて仕事をするということが基本になっておりますけれども、その辺に欠けているところもあったということで、現在起案をするだとか、あるいは何か事務処理をする場合には、その根拠となるものを、まずきちんと示すと。その根拠を示すものを上司の者も確認できるように書類に添付するというようなことで改善を図ってきているところですが

れども、まだご指摘のとおりなかなかその点が改善されていないということについては、本当に申し訳ないというふうに思っているところです。

今現在、庁議だとか、あるいは全課にそういった方針を全職員に配信して、事務の万全を期す、あるいは適正な事務処理をするということについて、対策を立てているところでありますし、また、10月、今月ですけれども、監査委員等からも再三財務処理、会計処理等において指摘を受けているところでありまして、再度、財務規則の研修をします。財政課長等が講師になって、内部の研修ですけれども、財務規則の主な部分について10月の19、20日の2日間の中で、できるだけ全職員が受けるようにということで、その辺のところの確認をしようということもしておりますし、そういった対応はしてきているつもりでありますけれども、一向に減らない部分につきまして何らかの対応もしなければならないというふうにも考えておりますので、さらに努力していくということをお約束して答弁にかえさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今所管の課長のほうから、一定の回答といえますか答弁をさせていただきます。

まず、耐力度のこの関係の分ですけれども、これは建設課長のほうから話があったとおりでございます。ただ、これはひとつ正直に言いまして、本当に想定をしていなかったと。そういうことで、例えば一般的にも、道路やなんかをやるときに水が出たりだとかというような形の中で、場合によっては一部設計変更を行いながらやってきた例も、これは現実にございます。それは例えば、今回はたまたま議会の議決を得なければならない事項だったのですけれども、それ以内のものでも、そういう例も過去には当然あったかというぐあいには思っております。ですから、やはり推測のつかなかったという部分があるかというぐあいには思います。私も、あのおりですから、周りの状況から踏まえていって、もう住宅も建っているというようなことから、旭町全体が水位が高いということは当然想定はしていましたが、そういう状況になるということはちょっと想定をしていなかった。私自身も役場に入って、あそこはもう入ったときからもう既に遊園地で、今まであったということなものですから、もうこれ逆に言えば40年以上遊園地というような状況があつて、そういう状態になっていると

いうのは正直言いまして、ちょっとやっぱり推定のつくものではなかったかなというぐあいだと思います。ただ、そういうことと言えば、今後この瑕疵担保責任みたいなことを踏まえたものというが、常にこれから法律上出てきますから、それは常に念頭に置きながら、これからの事務処理にあたっては対応を図っていけるだろうと、当然ですけれども、そんなふうに実は思っているところでございます。

それから、ミスの問題であります。これもちょっと総務課長のほうからお話があったとおり、内部の中では、相当これもう議論をしながら進めてきている問題であります。少しでもなくしていこうというような努力も含めてやってまいりました。ただ、そういう中で事務処理の適切、不適切な問題等も含めて言えば、監査委員もおられますけれども、ある意味では大きな意味で、指摘するものというのはだんだん少なくなつてはきているという評価は得られております。ただ、やっぱり監査する中身が非常に細かくきちとしたものになっていっていますから、そういう中で発生するやつはまだまだ出てきているというようなことから、この部分については今総務課長が言ったとおり、財政課長中心に、まず、うちの財務規則をやっぱりきちっと知らなければおかしいのではないかというようなことで、財務規則の研修を直接やるということは、いまだかつて初めてかというぐあいに私も思っているから、初めてかというぐあいに思いますけれども、やっぱりそういうことを基礎的な部分は徹底的に繰り返しながら、1回で終わるのではないというようなことでやっていって、その事務的なミスというのを、極めて少しでも減らしていくというような努力をしていこうというぐあいにもうしております。ただ、ミスの発生というのは、そればかりじゃなくて、ちょっとあらゆるところに原因があったりするところがございますから、それはもう発生した時点で、なぜこんなことが起きたのかというようなことについては、常に検証しながら次にあたっていきたいというふうにも思っていますし、谷川議員のほうから人間のやることだからということがあります。すべてが、どんなこともパーフェクトということはないかもしれませんが、やっぱりパーフェクトに近づく努力は我々当然していかなければならないというぐあいに思っていますので、今そういう手立ても含めて、今やっているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 説明で大枠了解はいたしました。ミスも何というのですか、本当の初歩ミスが、事務処理の本当の字の間違いだとか、そういう初歩ミスが半分ぐらいあるのではないかなというふうに思いますので、その辺についてはなお一層留意をして、なるべく少なくするように努力もしていると思いますけれども、継続方お願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） この設計変更に係ります予算の関係、説明が漏れておりましたけれども、きめ細かな臨時交付金ということで、21年度の補正予算として、全体事業費9,726万7,000円ということで、うち工事請負費が9,302万円ということで、22年度の繰越明許費として現在執行している状況でございますけれども、設計変更分につきましては、全体工事請負費の中で調整をしてみたいというふうに考えてございます。なお、調整の内容につきましては、外構工事がございます。この分の外構工事の舗装がございまして、この舗装の部分を23年度に実施しまして、路盤のみをこの現在の予算の中で執行してみたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど正副ということでありましたので、私のほうからもひとつお話ししておきたいと思ひます。

谷川議員さんおっしゃられました大小のミスということです。この議案74号の部分についていえば、これがミスにあたるかどうかというと、ちょっと疑問のあるところですが。今までさまざまなことありましたが、この部分は建設課長も言いましたように、この間さまざまな臨時交付金が来まして、提出期日が非常に短い中で出さざるを得ないというような状況になってきた中で、これまで課題でしたひとり暮らしの方たちを、できるだけまちなかに住ませたいということで、では、どこが空いているのかということで、候補地の中に旭町の今建てようとしているところに決めたところですが、本町もそうですけれども。そこで実際に発注をしまして、双方とも、本町もそれから旭町のほうも、業者のほうで簡易調査を行ったところ、本町は全く、家が建っていたところですので問題ないということになりまして、今回この旭町の部分につ

いては、こういう問題が出てきたと。ただ、その中で水位が高いというのは以前から承知しておりまして、そこで、山内議員さんの質問にも担当課長のほうからお答えしましたように、暗渠工事はここに入れておこうということで、予測できる部分は配置してきたつもりでおります。しかし、実際に工事にかかろうとしたときに、想定以上のものがやっぱり出てきたということですので、これは設計変更してきちっと対応していこうということで、筋道立ててやってきたということ、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思っています。今ちょうど臨時国会もまた始まって、また、今経済対策のお金がいろいろ新聞紙上でも言われておりますけれども、正直こういう地方自治体としては、この時期にいろんなことが決められても、なかなか年度3月まで、そして北海道の冬というのを考えると、かなりもうちょっと早くならないのかなというか、6月に決めるだとか、あるいは新年度予算にきちっと組めるような、そういうことというのは、これから代議士等も含めて、何とかして、いつも臨時的あるいは緊急的という言葉の中で来るわけですが、それに翻弄されているというのが実情のところですので、これをきちっとした形で定期的に入って来ると。そうすると、きっちり仕事もできるという内容ですので、これはこれで課題として、またいろんな場面で発言していきたいなというふうに考えているところでございます。今回につきましては、そんなことをご理解をお願いしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、報告第 11 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成 22 年度 8 月分の例月出納検査について、報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 22 年第 8 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 10 時 35 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員